

報告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 2 月 25 日提出

新居浜市長 石川勝行

和解について

(写)

処 分 書

専 決 第 3 号

和 解 に つ い て

失火により黒島工業団地緑地の樹木が焼失した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月21日

新居浜市長 石川勝行

1 和解の相手方 (省略)

2 事件の概要

平成24年11月13日午前11時30分頃、相手方が自己敷地内において生活ごみを焼却していたところ、隣接する (省略) の樹木に飛び火し、カイズカイブキ4本等を焼失した。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件について著しく迷惑をかけたことを深く反省し、謝罪するとともに、再発防止を徹底する。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件による焼失したカイズカイブキ4本の撤去

及び処分並びに植え替え並びに一部を焼失したカイズカイブキ 2 本の剪定に要する費用として、金 183, 750 円の支払義務のあることを認める。

- (3) 相手方は、新居浜市に対し、前号の金員を平成 25 年 1 月 31 日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。
- (4) 新居浜市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 新居浜市と相手方との間には、本件事件に関し前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。